

「政務活動費の手引」改正案、協議内容一覧表

(第10回議会改革推進会議:H29.2.16後)

協議項目	手引案ページ	第2校案で確定した内容	会派で議論いただく論点	備考
1 共通按分率の適用	-	政務活動の実態に応じて按分する ※共通按分率は採用しない		
2 充当の整理期間	3	※現行の制度運用を継続		
3 支給方法	6	従前どおり、会派2万円、議員28万円		
4 交付方法	18	従前どおり、先払い(4半期ごと)		
5 視察先への手土産代	9	充当不可		
6 調査委託費	9	配偶者・三親等以内の親族又は同一生計の者を相手方とする調査委託は認めない		
7 大学院の授業料の充当	—	(各派において再検討)	①充当は可で、手引きに特別記載する必要はない ②充当は認めるべきでなく、充当不可を記載	
8 会議開催の飲食費等	11	会議開催時等の飲食費は認めない。ただし茶代に限り認める。		
9 書籍名の記載	11	領収書等に書籍名の記載がない場合には、書籍名がわかるよう一覧表や表紙の写し等を添付すること		
10 事務所の賃貸料 (親族からの賃貸制限)	12	自己所有物及び配偶者又は3親等以内の親族、生計を一にしている者の所有物件への充当は認めない		
11 事務所の賃貸料 (関連会社からの賃貸制限)	12	議員・もしくは生計を一にしている者が代表者・役員等の場合は当該法人への充当は認めない。ただし、当該法人が賃貸を業としている法人に該当するものについてはこの限りでない		

	協議項目	手引案ページ	第2校案で確定した内容	会派で議論いただく論点	備考
12	自動車のリース代	14	(各派において再検討)	<p>(項目1) ①自動車のリース代を引続き認めるべきである ②自動車のリース代は認めない</p> <p>(項目2) 自動車のリース代を認める場合、次のとおり定めてはどうか 原則、使用実態での按分とするが、按分が困難な場合は、下記の按分率限度割合を充当できるものとする。 Ⅰ 政務活動と後援会活動と併用して使用する場合 按分率1/2以内を適用 Ⅱ 政務活動と後援会活動、政党活動と併用して使用する場合 按分率1/3以内を適用 Ⅲ 政務活動と後援会活動、私的活動と併用して使用する場合 按分率1/4以内を適用 Ⅳ 政務活動と後援会活動、政党活動、私的活動と併用して使用する場合 按分率1/6以内を適用</p> <p>※使用実態による充当の場合は自動車使用記録簿により文書で明確に説明できることが必要</p> <p>《充当計算式》 充当額＝年間リース料×(政務活動に要した走行キロ数÷全走行キロ数)</p> <p>(項目3) 自動車のリース代を引続き認める場合、年間80万円の充当限度額を見直すべきではないか</p>	<p>・基準となる按分率を定めないと、使用実態を証明するため自動車を使用する毎に使用記録簿に記録する必要がある</p> <p>・現行の1/2の按分率では、それ以下の使用実態でも不正に充当することも起こり得るとの意見有り</p>
13	備品の定義	14	<p>「備品は1件当たり購入価格3万円以上の物品とし」を削除 ※備品の定義づけをしない</p>		
14	雇用職員の人件費充当制限	16	<p>・生計を一にする者は、特に県民の誤解を招く恐れがあるので、政務活動費を充当することができない ・自己及び生計を一にする者が経営する法人職員への人件費は充当しない</p>		

	協議項目	手引案ページ	第2校案で確定した内容	会派で議論いただく論点	備考
15	雇用状況報告書への添付書類	16	雇用状況報告書に、雇用契約書・賃金台帳を添付してください (租税関係書類と社会保険関係書類は任意提出とする)		
16	領収書の原本提出	22	領収書の原本を貼った領収書等添付用紙は事務局で保管することとしますが領収書の原本が必要な場合は返却します。		
17	ガソリン代	9	(各派において検討)	<p>ガソリン代については、以下のとおり定めてはどうか。</p> <p>原則、使用実態での按分とするが、按分が困難な場合は、下記の按分率限度割合を充当できるものとする。</p> <p>I 政務活動と後援会活動と併用して使用する場合 按分率1/2以内を適用</p> <p>II 政務活動と後援会活動、政党活動と併用して使用する場合 按分率1/3以内を適用</p> <p>III 政務活動と後援会活動、私的活動と併用して使用する場合 按分率1/4以内を適用</p> <p>IV 政務活動と後援会活動、政党活動、私的活動と併用して使用する場合 按分率1/6以内を適用</p> <p>※使用実態による充当の場合は自動車使用記録簿により文書で明確に説明できることが必要</p> <p>《充当計算式》 $\text{充当額} = \text{支払額} \times (\text{政務活動に要した走行キロ数} \div \text{全走行キロ数})$</p>	<p>・基準となる按分率を定めないと、使用実態を証明するため自動車を使用する毎に使用記録簿に記録する必要がある</p> <p>・現行の1/2の按分率では、それ以下の使用実態でも不正に充当することも起こり得るとの意見有り</p>
18	第三者機関の設置	27	(各派において再検討)	<p>①第2校案、条例改正案のとおり定める。</p> <p>②第三者機関は設置すべきでない。</p>	条例改正案第13条で設置を規定